

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年1月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100114 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2100013 号

## 第1 結論

昭和 61 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年＊月から平成 2 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年＊月頃、母親が A 市役所 B 出張所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、母親が、定期的に同出張所の窓口で納付していた。母親は、私が大学生の頃から私の国民年金保険料を納付していると常々言っていた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 61 年＊月頃に、母親が A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、母親が定期的に同出張所の窓口で納付していた旨主張しており、請求者の母親も同様の陳述をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)の前後の番号が付与された被保険者の記録から、平成 5 年 1 月頃と推認され、請求者の主張する手続時期と一致しない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金の資格取得年月日である平成 4 年 12 月 29 日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求期間において、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、A 市は、請求者の請求期間当時の国民年金に関する届出や国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間満了により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2100113号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2100056号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年7月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年7月  
④ 平成17年12月

A社から、請求期間①から④までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主は、請求期間①から④までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、資料がないため不明である旨回答していることから、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された預金通帳(写)からは、請求者の請求期間①から④までに係る賞与が振り込まれたことは確認できない上、当該預金口座のあるB銀行は、取引明細表の発行は過去10年以内である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が支給されたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。